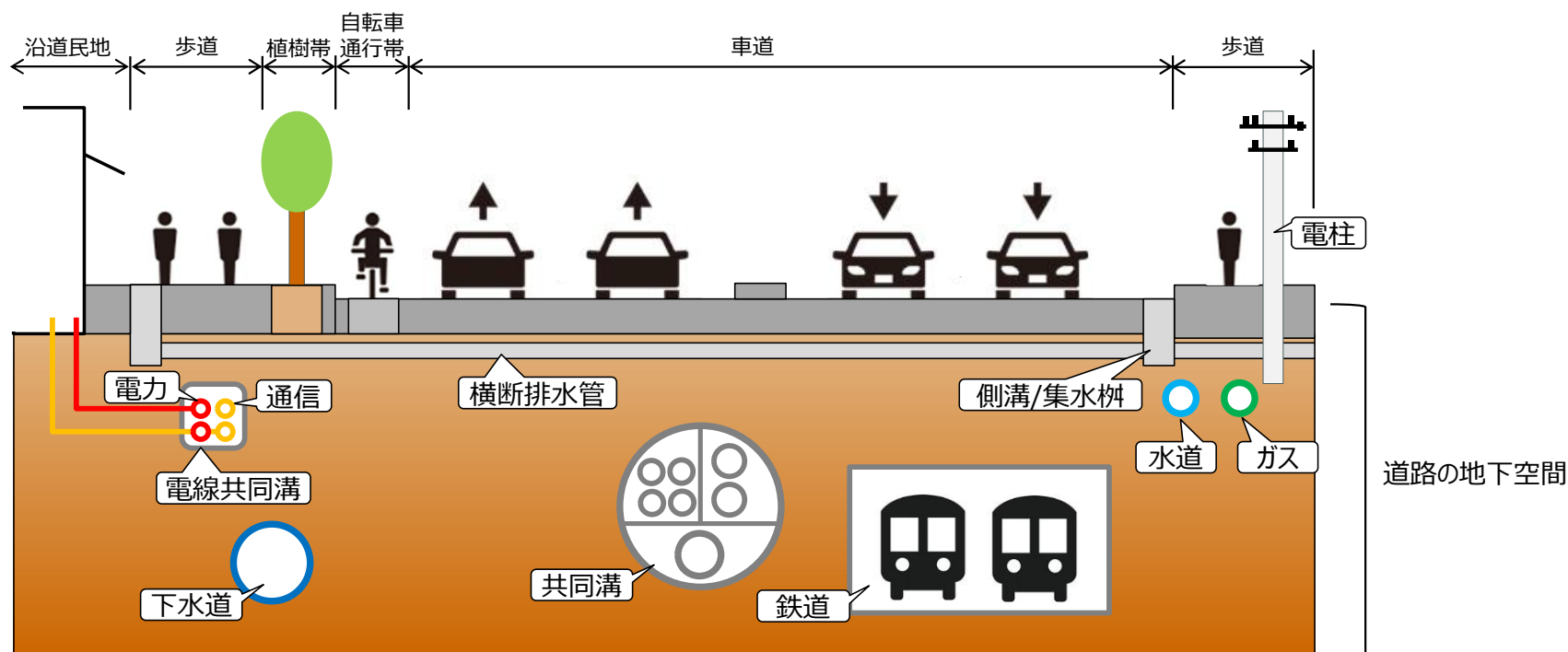


占用物件の維持管理に関する事項の 対象について

- 道路の役割は、「交通機能」、「市街地形成機能」、「空間機能」の3つに大別される。
- このうち、空間機能には、「防災空間」、「環境空間」の他、「収容空間」としての役割があり、特に道路の地下は、道路排水施設などの道路施設の他、暮らしを支えるライフラインを収容する空間として活用されている。

※水道や下水道のほとんどの管路、ガス管路の9割、地下鉄の約8割が道路地下空間を利用

道路の地下空間は、特に土地利用の制約がある都市部などでのライフライン整備と生活の質の向上に大きく貢献してきた。一方で、地下施設の老朽化等が起因となる道路陥没の発生や、今後、地下施設の更新工事の増加等による交通への影響などが懸念される。



道路法 32 条第 1 項

- 1号 電柱、郵便ポスト、公衆電話所等の地上物件
- 2号 地下管路
- 3号 鉄道、軌道 等
- 4号 アーケード、雪よけ、日よけ 等
- 5号 地下・上空施設（地下街、地下室、地下通路、浄化槽、上空通路 等）
- 6号 臨時設置物件（露店、売店、コインロッカー 等）

上記のほか、政令で定める物件（施行令第 7 条）

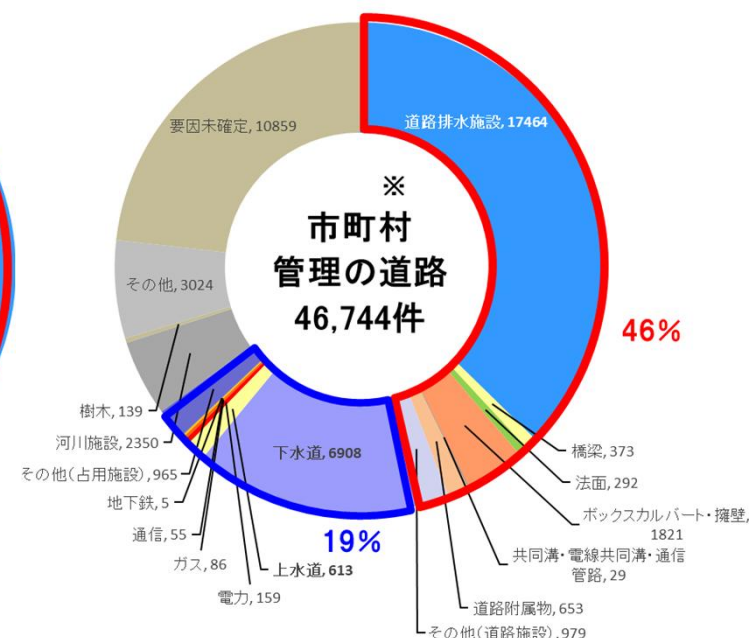
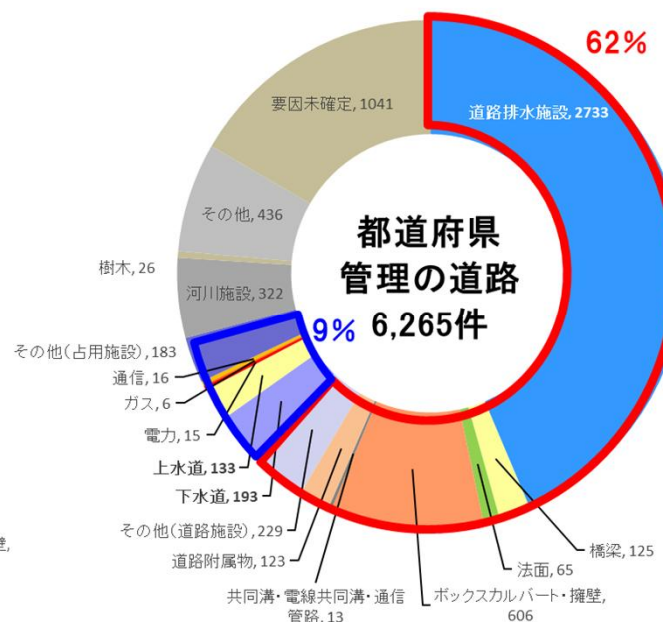
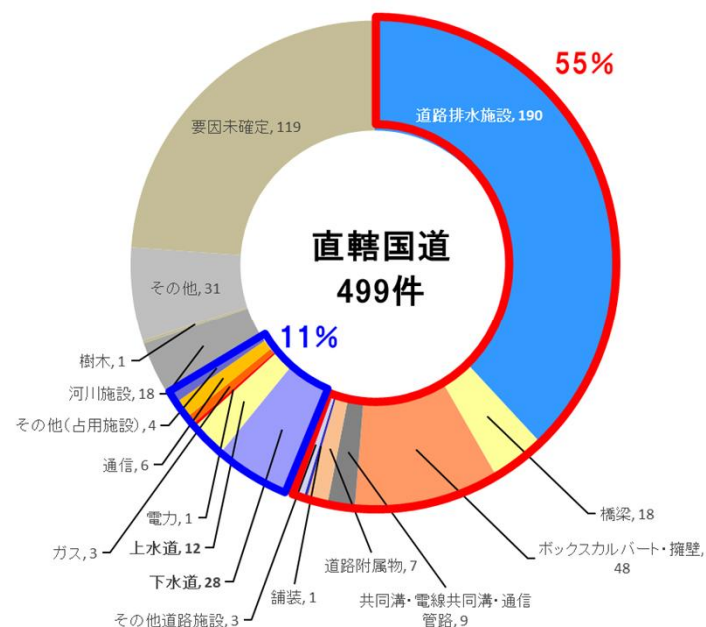
- 1号 看板、標識、幕、アーチ 等
- 2号 太陽光発電、風力発電
- 3号 津波避難施設
- 4号 工事用板囲、足場、詰所 等工事用施設
- 5号 土石、竹木 等工事用材料
- 6号 防火地域において耐火建築物を建築する間の仮設建築物
- 7号 市街地再開発事業施行区域内の建築物入居者の一時収容施設
- 8号 食事施設、購買施設 等
- 9号 トンネル上、高架下の事務所、店舗、駐車場 等
- 10号 都計法に基づく高度地区等内の高速・自専道及び都再法に基づく特定都市道路の上空に設置する事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場 等
- 11号 建築基準法に基づく区域内に設置する被災者居住用応急仮設建築物
- 12号 自転車駐輪器具 等
- 13号 高速道路又は自専道の休憩所、給与所、自動車修理施設 等
- 14号 自動車駐車場又は特定車両停留施設に設ける水素ステーション
- 15号 自動車駐車場に設ける防災倉庫、非常用電気等供給施設

道路陥没の発生状況(全道路)

- 陥没の要因は様々あるが、水が流れる施設（道路排水施設、下水道、水道）の件数が多く、その中でも、道路排水施設の割合が高い。

道路陥没発生件数の内訳(令和3～7年度の5か年累計)

道路局調べ
(ポットホールは含まない)



 道路施設が要因の陥没

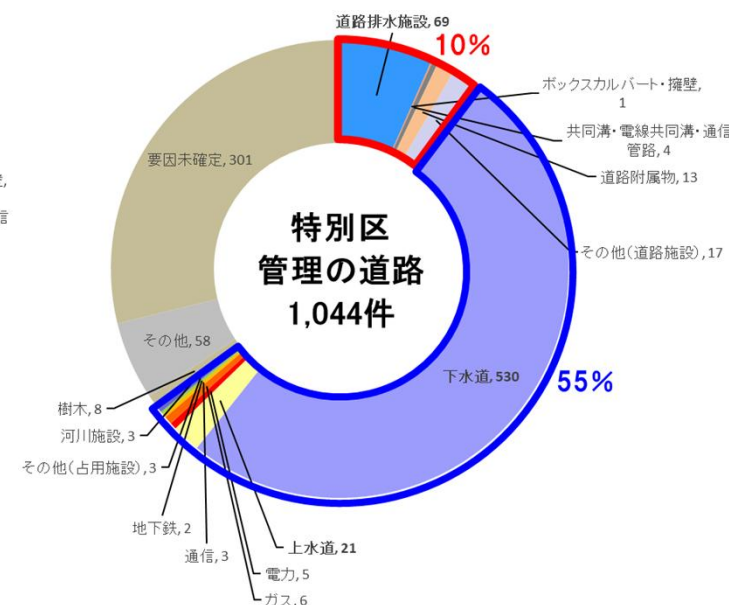
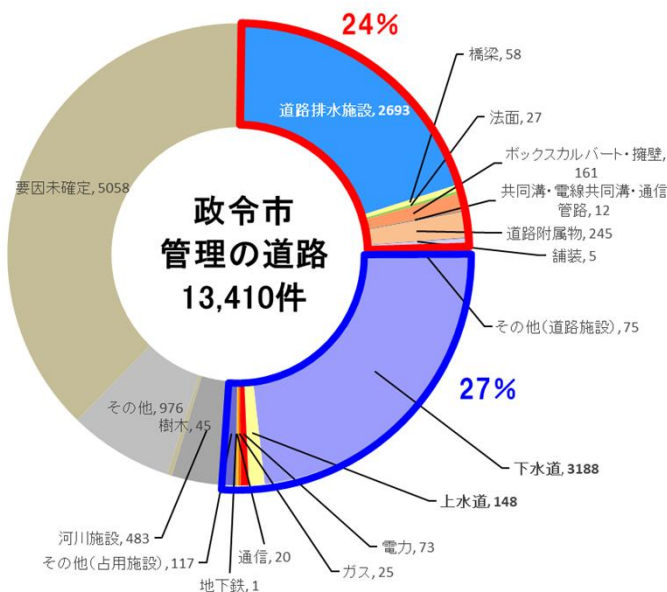
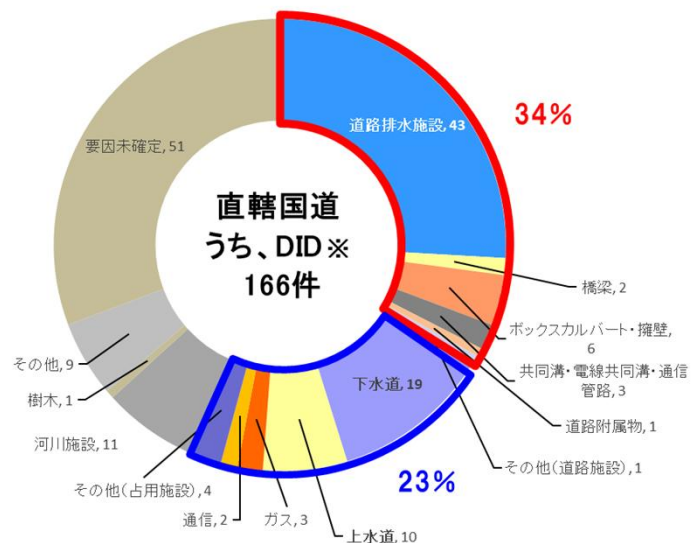
 道路占用物件が要因の陥没

※政令市、特別区含む

- 全道路と比較し、都市部では占用物件の割合が大きく、特に下水道の割合が大きい。

道路陥没発生件数の内訳(令和3～7年度の5か年累計)

道路局調べ
(ポットホールは含まない)



道路施設が要因の陥没

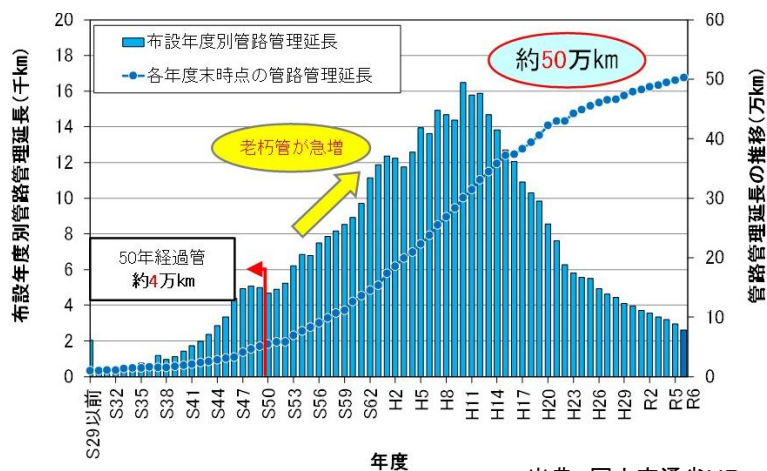


道路占用物件が要因の陥没

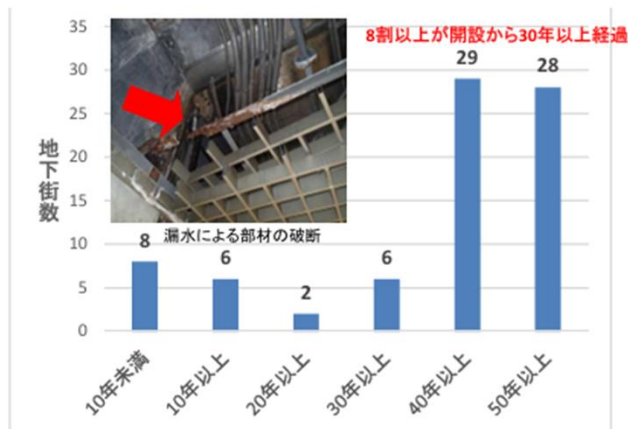
※ DID: 人口集中地区

- 地下街・地下鉄などの地下施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、高経年化・老朽化が広範に進行している。
- 経年劣化に伴い、漏水・部材破断等のリスクが顕在化している。

■ 下水道管路の管理延長の推移（R6年度末時点）

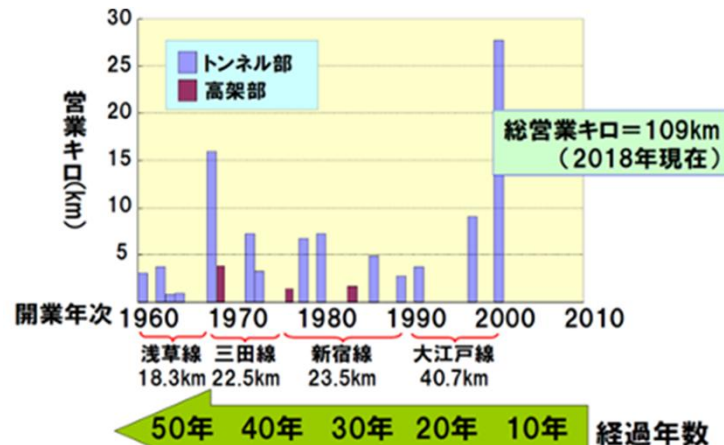


■ 地下街の開設経過年別（H29.11末時点）



出典 地下街防災推進事業のご案内(国土交通省都市局)

■ 都営地下鉄構造物の供用年数（H30時点）



出典 都有施設だより 第4号(東京都財務局)

■ 防火水槽の老朽化状況（H30時点）

○ 既存防火水槽の簡易式強度・耐震診断の手引き【その2】 （一般財団法人日本消防設備安全センター）抜粋

これらから、50年以上を経過していると想定される防火水槽は昭和35年以前及び年代不詳のものを合わせた基数で6,274基で全体の約4分の1を占めていることがわかった。

また、「平成27年度診断の手引き」に記述されているとおり、耐震性が懸念される昭和55年以前の水槽では13,215基となり、全体の半分の基数を占めていることがわかった。

出典 既存防火水槽の簡易式強度・耐震診断の手引き【その2】(一般財団法人日本消防設備安全センター)

- 道路の地下にある主な占用物件は管路及び施設に分類される。
- 管路については、ガス管のように小さいもので直径数cm程度のものから、下水道管のように6mを超えるものもあるもの、材質についても金属やポリエチレンなど多種多様なものが存在するが、個別法令に基づく社会生活上必要なライフラインが多い。
- 施設については、地下鉄や地下街のように多数の利用者が存在する大型施設の他、防火用の地下水槽や貯水槽等が存在。

赤枠内は法律で維持管理事項の対象としている地下占用物件

種類		主な占用物件
管路	下水道管、水管	下水道管、水道管、農業用水管、工業用水管、熱供給導管 等
	ガス管	ガス管、天然ガスパイプライン管、CO2導管、水素導管 等
	電線	電力線、通信線 等
	石油管	石油パイプライン管
施設	大型施設	地下鉄、地下街、地下駐車場、地下通路 等
	その他施設	防火用地下水槽、貯水槽、浄化槽 等

- 維持管理事項（点検計画）の審査を行う地下埋設物件は、「下水道管、水管、ガス管、電線」については道路法上明記されているが、その他の物件についても検討が必要。
- 地下埋設物件は、**損傷により陥没が発生するおそれ**があるとともに、**道路管理者が目視により損傷状況等を把握することができない**ため、維持管理に関する事項を確認する**必要性が高い**。
- これらを踏まえ、道路地下空間の安全性を確保するためには、**全ての地下埋設物件について維持管理事項（点検計画）の対象**としてはどうか。

対象案	主な占用物件	主な材質 ※ 1	数量 ※ 2
法律で規定済	下水道管、水管、ガス管、電線	塩ビ管、コンクリート管、ポリエチレン管、铸铁管、鋼管 等	約10.5万km (約97,500件)



地下埋設物件全て	石油パイプライン管、地下街、地下鉄、地下駐車場、地下通路、防火用地下水槽、貯水槽、浄化槽 等	鋼管、コンクリート(RC、SRC等)、FRP 等	約30.1km 約140.9万㎡ (約270件)
----------	--	--------------------------	--------------------------------

※ 1 個別法令等に基づく基準で定めている一般的な外形材質を記載。

※ 2 国が管理する国道におけるR7.4.1時点における数量を記載。() 書きは許可済件数を記載。
物件の数量には、延長 (km) で計上するものと面積 (㎡) で計上するものがある。